

| 掲載日 | 質問の概要 | 回答 |
|------------------|--|---|
| 1 対象品目 | | |
| R2. 6. 17 | パルスオキシメーター | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 消毒液用容器 | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 酒精綿 | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 非接触型の体温計 | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 国による手指消毒用エタノールの優先配付分 | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 手作りマスクの材料費等 | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | ペーパータオル | 対象とします。 |
| R2. 6. 17 | レインコート | 防護服の代替であれば対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 飛沫感染防止のための透明アクリル板、ビニールシート等 | 当初は想定していませんでしたが、多くの要望をいただき対象とします。ただし、設置後の写真等を添付してください。 |
| R2. 6. 17 | 空気清浄機 | 補助対象は消耗品を想定しています。備品については、購入前に御相談ください。 |
| R2. 6. 17 | 空間除菌用品等、空間中のウイルス、菌、臭いを除去する目的で使用する商品 | 効果が不明であるため対象外とします。 |
| 2 対象施設等 | | |
| R2. 6. 17 | すべての高齢者福祉施設等が補助の対象となりますか。 | 基本的に、市内のすべての高齢者福祉施設等を対象としますが、一部、介護保険法第71条第1項に規定する保険医療機関又は保険薬局のみなし指定の事業所等は対象外とします（別表1参照）。疑義がある場合は介護保険課まで確認をお願いします。 |
| R2. 6. 17 | 通所介護事業を運営していますが、通所介護相当サービスと基準緩和型デイサービスの指定も受けている場合、3事業所分の補助が受けられますか。 | 介護予防等を一体的に実施する事業所として、1事業所分の補助となります。 |
| R2. 6. 17 | 1つの事業所で、障がい福祉サービスと介護保険サービスを運営し、既に障がい福祉課に補助金を申請しています。介護保険サービス分についても補助金請求することはできますか。 | 同一の物品について、既に他の事業から補助金を受領している場合、二重で補助金請求をすることはできません。また、障がい福祉課が実施する事業の補助金の優先利用をお願いします。 |
| R2. 6. 17 | 共生型サービスとして通所介護事業を実施している場合、障がい福祉課が実施する事業の補助金を請求することはいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 契約・支払関係 | | |
| R2. 6. 17 | 令和2年度中に契約、納品、支払が完了していなければ補助の対象となりませんか。 | 令和2年度中に契約から支払いまでが完了している事業を補助対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 同一法人の衛生用品の販売部署から購入した場合、領収書の発行法人とあて先法人が同一となりますが、問題はないですか。 | 衛生用品等の販売を事業目的とする部署から購入したものであれば補助対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 事業所と代表者が同じ、別法人からマスクを購入する場合、補助の対象になりますか。 | ①別法人の定款に「衛生用品販売業」等の記載があり、販売実績があること。 ②事業所と別法人が納品書・領収書等を交わしていること。 ①②の条件が満たされれば補助対象とします。 |
| 4 交付申請関係 | | |
| R2. 6. 17 | 補助金の申請は、衛生用品を購入するたびに申請するのですか。 | 事務手続きの軽減にご協力いただき、極力まとめた請求でお願いできればと思います。また、年度末に申請が集中することが想定されますので、上限額に達した時点で随時、申請をお願いします。 |
| R2. 6. 17 | 令和3年3月末までに、申請書を提出しなければならないのですか。 | 令和3年3月末までに申請があったものを対象とします。 |
| R2. 6. 17 | 補助金の振込口座について、衛生用品を購入した店舗を運営する法人の金融機関口座にすることはできますか。 | 補助金の振込口座は、交付申請書を提出した法人名義のものとしてください。 |
| R2. 7. 22 | 申請額について、補助対象経費の額をそのまま記入すればよいですか。 | 申請額は、補助上限額（※）以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額を御記入ください。 ※1回も申請していない場合は10万円（事業開始年月により変わります）。2回目以降は10万円から既申請分を控除した額。 |

| 5 添付書類等 | | |
|-----------|---|--|
| R2. 6. 17 | 添付する納品書や領収書等は原本の提出が必要ですか。 | 写し（コピー）を添付してください。 |
| R2. 6. 17 | 納品書や領収書等を紛失してしまったのですが、どうすれば補助が受けられますか。 | 購入先から領収書等の再発行を依頼してください。 |
| R2. 6. 17 | 領収書や納品書等は全て添付する必要がありますか。 | 領収書や納品書、またはこれに類する書類のいずれかを添付してください。 その際は、宛名、明細が確認できる書類を優先してください。 |
| R2. 6. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書や納品書等に事業所名しか記載のない場合は補助が受けられますか。 ・宛名のないレシートでも補助が受けられますか。 ・領収書等には事業所名ではなく職員の個人名が記載されている場合にはどうすればよいですか。 ・インターネット通販で、職員の個人名義のクレジットカードで支払いをした場合は補助が受けられますか。 | <p>施設・事業所で使用する目的で購入し、必要経費と判断可能なものは補助対象となります。</p> <p>写し（コピー）には、条件に該当していることを確認した意思表示として、法人名を記載し代表者印を押印してください。</p> |
| R2. 6. 17 | 領収書や納品書等に補助対象外商品の代金も含まれている場合は、どうすればよいですか。 | 領収書や納品書等に明細書がある場合、対象商品として申請する項目に印をつけてください。 明細書がない場合は、対象商品の品目、金額を記載してください。 |
| 6 その他 | | |
| R2. 6. 17 | 市内の店舗等では在庫がなかったため、インターネット通販で通常より割高に購入した場合、補助の対象となりますか。 | インターネット通販等であっても、衛生用品の販売を事業目的とする事業者から購入したものであれば補助対象となります。ただし、個人から購入したものについては、補助対象外です。また、金額について、物資等が不足している事情を考慮し、ある程度、割高な商品についても対象としますが、あくまで常識の範囲内をお願いします。 |
| R2. 6. 24 | 申請した補助金はいつ振り込まれますか。 | 毎月月末までに受け付けた申請分についてとりまとめ、原則、翌月の月末に振込む予定です。ただし、早急に振込みを希望される場合については、個別対応も検討しますので御相談ください。 |